

## 「システム・情報・シミュレーション部会」規約

2016年3月14日改定

### (総則)

第1条 本会は公益社団法人 化学工学会の部会規程により設置され、「システム・情報・シミュレーション部会」と称する(英文名: Division of Systems, Information and Simulation Technologies)。事務局は当部会の代表者の所属する機関とする。

### (目的)

第2条 本会は化学工学会のシステム, 情報, シミュレーションに係る専門分野の代表機関として、この分野に関連する諸課題について、横断的に学術および技術の向上、交流を促進し、産官学間の基礎研究、基盤研究、応用研究開発の有機的な連携をはかることを目的とする。

### (事業)

第3条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) システム, 情報, シミュレーションに関連する研究
- 2) 講演会、講習会、見学会の開催
- 3) 調査および資料、情報の収集・整備と交換
- 4) 国際会議、化学工学会シンポジウムの開催と支援
- 5) 顕著な業績をあげた研究者、技術者の表彰
- 6) その他、本会の目的の達成に必要な事業

### (構成)

第4条 本会は部会個人会員、部会法人会員、部会学生会員、個人賛助会員、法人賛助会員で構成される。

- 1) 部会個人会員は、本会に参加を希望した化学工学会正会員とする。部会個人会員はすべての分科会で活動できる。
- 2) 部会法人会員は、本会に参加を希望した化学工学会維持会員及び特別会員である。ただし、部署別に法人会員の登録ができるものとする。
- 3) 部会学生会員は、本会に参加を希望した化学工学会学生会員とする。
- 4) 個人賛助会員は、本会に参加を希望して部会幹事会にて承認された化学工学会会員以外の個人である。
- 5) 法人賛助会員は、本会に参加を希望して部会幹事会にて承認された化学工学会法人会員以外の法人である。
- 6) 部会学生会員、個人賛助会員、部会法人会員の社員および法人賛助会員の社員は、部会個人会員と同等の資格で活動できる。ただし、個人賛助会員および法人賛助会員の社員の資格は、本会の活動内に限定される。

### (入会および退会)

第5条 部会個人会員および部会学生会員は、化学工学会本部への所定の様式による届け出を以て入会することができ、部会事務局への書面による届け出を以て退会することができる。

部会法人会員、個人賛助会員および法人賛助会員の入会または退会は、主に活動する分科会事務局および部会事務局へ書面により提出し、入会時には部会幹事会の承認を得るものとする。

なお、会員資格の種別にかかわらず、所定の会費の滞納が1年以上におよぶ会員は会員の資格を放棄したものとみなす。

(役員およびその任期)

第6条 本会に次の役員をおくことができる。

部会長1名、副部会長若干名、部会幹事若干名、監事2名。役員任期は、原則として2年間とし、部会長を除き再任を妨げない。任期半ばで交代した場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 部会長は本会を代表し、会務を総括する。

副部会長は、部会長を補佐し円滑な会務の遂行を行う。

幹事は、本会の運営および諸行事の企画立案およびその業務を執行し、総務、会計、企画を分担する。監事は部会の財政および業務を監査する。

(役員選出)

第8条 部会長の選出は部会会員の推薦をもとに幹事会にて選出し、部会担当理事を通じて化学工学会理事会が承認する。

副部会長、幹事、監事は幹事会で選任し、部会長が任命する。

(役員罷免)

第9条 役員言行が、本会にとって著しい不利益をもたらす。もしくは、本会にふさわしくないと判断された場合には、会員からの申し出により、幹事会において当該役員処遇を協議し決定する。部会長が罷免あるいは欠けたる場合は、役員互選により部会長を選出する。

(部会幹事会)

第10条 部会幹事会は、部会長、副部会長、幹事、監事により構成し、必要に応じて部会長が召集する。

幹事会は次の事項を行う。

- 1) 会の設置および継続に関する事務
- 2) 法人会員、部会賛助会員(個人および法人)の入退会の承認
- 3) 化学工学会との連絡
- 4) 事業計画、予算および決算案の立案・承認
- 5) 副部会長、幹事、監事の選任
- 6) 分科会会長の承認
- 7) 次期部会長候補の選出
- 8) その他、本会の運営と事業の執行に必要な事項

(部会事務局)

第11条 部会事務局は部会長の下で、部会の事務一般を掌握する。部会事務局員の任命は、部会幹事会の

議を経て部会長が行う。

(会計)

第 12 条 本会の会計処理は、別途定める「会計規程」および以下の規程に基づくものとする。

- 1) 本会の事業等を行なうための委員、講師の活動及び講演に対する報酬並びに原稿料及び資料等提供の対価については、「謝金規程」として別途定める。
- 2) 本会の事業等を行なうための旅費、日当等の支給については、「旅費規程」として別途定める。

(会費)

第 13 条 本会の活動を支えるために、各構成員は、以下のような会費を納入するものとする。

- 1) 部会個人会員および部会学生会員は、化学工学会が別に定める会費を化学工学会事務局に納めるものとする。
- 2) 部会法人会員は、年額 50,000 円を部会事務局に納入するものとする。
- 3) 個人賛助会員は、年額 3,000 円を部会事務局に納入するものとする。
- 4) 法人賛助会員は、年額 50,000 円を部会事務局に納入するものとする。
- 5) 部会法人会員、個人賛助会員、および法人賛助会員の退会の申し出が 6 月 1 日以降翌年 3 月末日までとなった場合、当該年度の会費を納入する義務が発生する。

(分科会の設置)

第 14 条 本会の目的を達成するための分科会を設置することができる。分科会の設置および改廃は部会幹事会で決定する。

(分科会の役員)

第 15 条 分科会には、次の役員をおく。

正副代表者各 1 名、幹事若干名、監事 1 名。また、分科会役員の中から最低 1 名の部会役員を選出する。

(表彰)

第 16 条 顕著な業績をあげた研究者、技術者を顕彰するため、部会賞を制定する。受賞資格、審査方法については、「部会賞規程」として別途定める。

(細則)

第 17 条 本規約の実施に関して必要が生じた場合には細則を定めることができる。細則の制定と改正は幹事会の承認をもって成立する。

(規約の改正)

第 18 条 本規約は、幹事会の承認をもって改正することができる。

付則 本規約は、2016 年 3 月 14 日より施行し、2011 年 10 月 11 日、2009 年 11 月 1 日、2003 年 11 月 10 日、2002 年 4 月 1 日、2013 年 9 月 17 日、2015 年 11 月 13 日施行の旧規約は廃止する。